平成21年9月29日
第2117号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○道路区域の変更（４３８・仙北地域振興局建設部）……1
○河川区域の変更による廃川敷地等（４３９、４４０・仙北地域振興局建設部）……1
公　告
○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……2

告　　示

秋田県告示第438号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成21年９月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	本荘西仙北角館線	大仙市土川字間明田後93番地先から字明園１番１地先まで	15.00～8.60	0.757
	新	本荘西仙北角館線	大仙市土川字間明田後93番２から字明園１番５まで	20.00～13.00	0.757

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1)　場所　仙北地域振興局建設部用地課

(2)　期間　平21月９月29日から平成21年10月13日まで

秋田県告示第439号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成21年９月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　河川の名称　一級河川　北川

２　廃川敷地等が生じた年月日　平成21年８月11日

３　廃川敷地等の位置、種類及び面積

位置	種類	面積
大仙市四ツ屋字百瀬下左五右ェ門川原13番	土　地	752.86平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

４　その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から３月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第440号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次の

とおり公示する。

平成21年９月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1　河川の名称　一級河川　窪堰川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成21年8月11日

3　廃川敷地等の位置、種類及び面積

位　　置	種類	面　　積
大仙市戸地谷字大和田448番	土　地	111.35平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

4　その他

河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から３月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公　　告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第２項の規定により、新城川土地改良区から申請のあった定款変更について、平成21年９月17日認可したので、同条第３項の規定に基づき、公告する。

平成21年９月29日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

正　　誤

ページ	段	行	誤	正
平成21年３月３日（第2059号）掲載の秋田県告示第85号（保安林予定森林の指定通知）（原稿誤り）				
1	下	9	六一、羽後町軽井沢字七十刈沢山一一の一、一一の一〇、一	六一、雄勝郡羽後町軽井沢字七十刈沢山一一の一、一一の一〇、一
		21	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水
平成21年３月31日（第2067号）掲載の秋田県告示第143号（保安林予定森林の指定通知）（原稿誤り）				
6	中	27	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水
平成21年３月31日（第2067号）掲載の秋田県告示第144号（保安林予定森林の指定通知）（原稿誤り）				
6	下	12	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水
平成21年４月21日（第2073号）掲載の秋田県告示第196号（保安林予定森林の指定通知）（原稿誤り）				
3	中	12	東成瀬村椿川字小銀沢三、字小銀沢出口六の五、七の二、字	雄勝郡東成瀬村椿川字小銀沢三、字小銀沢出口六の五、七の二、字
		27	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水
平成21年４月21日（第2073号）掲載の秋田県告示第198号（保安林予定森林の指定通知）				

（原稿誤り）

3	下	30	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年４月21日（第2073号）掲載の秋田県告示第199号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

4	上	11	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年４月21日（第2073号）掲載の秋田県告示第203号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

4	下	40	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年５月19日（第2080号）掲載の秋田県告示第247号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

2	上	28	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年７月10日（第2095号）掲載の秋田県告示第321号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

3	中	30	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年７月10日（第2095号）掲載の秋田県告示第322号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

3	下	11	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年７月10日（第2095号）掲載の秋田県告示第323号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

3	下	33	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年７月10日（第2095号）掲載の秋田県告示第326号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

4	中	27	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年８月11日（第2104号）掲載の秋田県告示第368号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

2	上	6	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水

平成21年９月４日（第2111号）掲載の秋田県告示第409号（保安林予定森林の指定通知）

（原稿誤り）

1		後ろから５	（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び	（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部水と緑の森づくり課、秋田地域振興局農林部及び

発 行 者　秋　田　県　秋田市山王四丁目1番1号
購読料金　一ヶ月3,675円(税込み)
印 刷 所　株式会社　松原印刷社　秋田市山王七丁目5番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原　繁雄　秋田市山王七丁目5番29号